

デザインの保護に関する裁判例の分析と 意匠法の改正について（上）



iCraft法律事務所
弁護士・弁理士 内田 誠

第1 はじめに

2019年5月10日、特許法等の一部を改正する法律が成立し、画像デザイン及び建築物の外観・内装のデザインの保護拡充、関連意匠制度の見直し、存続期間の変更及び出願登録手続の簡素化など、意匠の出願及び活用の場面に重大な影響を及ぼし得る改正がなされた。

これに先駆け、日本弁理士会関西会及び大阪弁護士会知的財産委員会は、2019年2月18日、「デザインの保護に関する裁判例の分析と意匠法の改正」と題する共同研修会を開催した。同研修会の第1部では、筆者がデザインの保護に関する近年の裁判例（①）を中心に講演を行い、野村慎一弁理士が、意匠法の改正（案）及び2019年1月9日に改定された審査基準（②）を中心に講演を行った。第2部では、白木裕一弁護士がコーディネーターとして加わり、画像デザイン及び建築物の外観・内装デザインに関する従来の法的保護及び意匠法改正による実務上の影響（③）についてパネルディスカッションを行った。

以下、本稿を含め3回にわたり、筆者、野村弁理士及び白木弁護士の順に、各自が上記共同研修会の講演（①②）及びパネルディスカッション（③）の内容を整理し紹介するとともに、新たに、2019年4月26日になされた意匠審査基準の一部改訂（同年5月1日以降の出願に適用）などにも触れ、意匠法改正の前後を通じてデザイン保護を図る方策について検討を行う。

第2 実用品デザインの保護（総論）

実用品デザインの保護の場面として、①プロダクト・デザインの保護、②空間デザインの保護、③グラフィック・ユーザ・インターフェイス（以下、「GUI」と言う。）の保護の3つの場面が考えられるため、以下では、その3つの場面において、どのような権利によってデザインの保護が可能であるのか検討し、関連する判例を紹介する。

第3 プロダクト・デザインの保護

1 意匠権による保護

「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものを言い（意匠法2条1項）、プロダクト・デザインの法的保護を検討する際に、まず意匠権による保護を検討すべきである。また、意匠権による保護を検討する際には、単なる全体意匠での保護だけではなく、部分意匠や関連意匠を利用し、第三者の様々な形態による権利侵害行為に備えて、様々なバリエーションの権利を取得しておくことが望ましい¹。

2 商標権による保護

「商標」とは、人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもので、商標法2条1項各号に該当するものをいう（商標法2条1項）。プロダクト・デザインは、「立体的形状」あるいは「立体的形状」と「文字」等の結合として法的な保護が受けられる。プロダクト・デザインを商標権によって権利化できた場合、①更新をすることで半永久的に権利を取得することができる点、②不競法の場合は「商品等表示」（不競法2条1項1号、同条項2号）や「形態」（不競法2条1項3号）に該当することの主張立証が必要であるが、商標権の場合は当該デザインが法的保護に値するという主張立証が不要である点などで、強い権利になる。

もっとも、「立体的形状」の場合、「その商品の形状を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」（商標法3条1項3号）に該当する場合が多く、プロダクト・デザインを商標権で権利化することのハードルはかなり高い。なお、この高いハードルを超えて、4種類の魚介類の形を表した板状のチョコレート形状の立体商標の登録出願について商標法3条1項3号に該当するとした審決を取り消し、同条項号に該当しないと判断した判例として、【GuyLiANチョコレート立体商標事件】²がある。



1 拙著ではあるが、「新時代の商標・意匠・不正競争防止法Q&A（第9回）」（部分意匠制度及び関連意匠制度）（知財ぷりずむ vol.13 No.148）をご参考にされたい。

2 知財高裁平成20年6月30日判決（平成19年（行ケ）第10293号）